

○環境省令第 号

環境省設置法（平成十一年法律第一百号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を  
実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

環境大臣 原田 義昭

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる  
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重  
傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ  
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ  
を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを  
新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>第一章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房（第一条―第七条）</p> <p>第二節 地球環境局（第八条―第十条）</p> <p>第三節 水・大気環境局（第十一条―第十四条）</p> <p>第四節 自然環境局（第十五条―第二十条）</p> <p>第五節 環境再生・資源循環局（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第二章 施設等機関（第二十四条）</p> <p>第三章 地方支分部局（第二十五条）</p> <p>第四章 原子力規制委員会（第二十六条）</p> <p>第五章 環境省顧問（第二十七条）</p> <p>（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官）</p> <p>第三条 総合政策課に、企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官一人を置く。</p> <p>2 企画評価・政策プロモーション室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>3 企画評価・政策プロモーション室に、室長を置く。</p> <p>4 環境研究技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>第一章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房（第一条―第八条）</p> <p>第二節 地球環境局（第九条―第十一条）</p> <p>第三節 水・大気環境局（第十二条―第十五条）</p> <p>第四節 自然環境局（第十六条―第二十一条）</p> <p>第五節 環境再生・資源循環局（第二十二条―第二十四条）</p> <p>第二章 施設等機関（第二十五条）</p> <p>第三章 地方支分部局（第二十六条）</p> <p>第四章 原子力規制委員会（第二十七条）</p> <p>第五章 環境省顧問（第二十八条）</p> <p>（政策評価室及び環境研究技術室並びに調査官）</p> <p>第三条 総合政策課に、政策評価室及び環境研究技術室並びに調査官一人を置く。</p> <p>2 政策評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>3 政策評価室に、室長を置く。</p> <p>4 環境研究技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一〜四 (略)

五 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。第八条第四項第三号において同じ。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。

六・七 (略)

5 (略)

6 環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興（以下この項において「環境教育等の振興」という。）並びに国民又は営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下この項において「非営利環境保全活動」という。）の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

三 環境省の所掌に係る環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に関する事務の総括に関すること。

一〜四 (略)

五 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。第九条第四項第三号において同じ。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。

六・七 (略)

5 (略)

(新規)

四 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの（以下「基準等」という。）の策定に関すること（環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

7|| 環境教育推進室に、室長を置く。

8| (略)

(地域循環共生圏推進室及び計画官)

第四条 環境計画課に、地域循環共生圏推進室及び計画官一人を置く。

2|| 地域循環共生圏推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」

(新規)

6| (略)

(企画官及び計画官)

第四条 環境計画課に、企画官及び計画官それぞれ一人を置く。

2|| 企画官は、命を受けて、環境計画課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

<p>と<sup>い</sup>う。に<sup>関</sup>する<sup>こ</sup>と（地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画を<sup>い</sup>う。）その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに<sup>限</sup>る。）</p> <p>二 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第一百号）の施行に関する<sup>こ</sup>と。</p> <p>三 環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の<sup>総</sup>括に関する<sup>こ</sup>と。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、環境計画課の所掌事務に係る地域における環境の保全のための取組の推進に関する事務に関する<sup>こ</sup>と。</p> <p>3   地域循環共生圏推進室に、室長を<sup>置</sup>く。</p> <p>4  計画官は、環境基本計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する計画を<sup>い</sup>う。）に関する<sup>事</sup>務（地域循環共生圏推進室の所掌に属するものを<sup>除</sup>く。）をつかさどる。</p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>3  計画官は、環境基本計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する計画を<sup>い</sup>う。）に関する<sup>事</sup>務をつかさどる。</p> <p>(環境教育推進室)</p> <p>第五<sup>条</sup> 環境経済課に、環境教育推進室を<sup>置</sup>く。</p> <p>2 環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに<sup>推</sup>進</p>
---	--

第五条～第七条 (略)

第六条～第八条 (略)

- 二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること  
(環境教育等の振興及び自発的活動の促進に係るもの(他局の所掌に属するものを除く。))に限る。)
- 三 環境省の所掌に係る環境教育等の振興及び自発的活動の促進に関する事務の総括に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの(以下「基準等」という。)の策定に関すること(環境教育等の振興及び自発的活動の促進に係るもの(他局の所掌に属するものを除く。))に限る。)
- 3 環境教育推進室に、室長を置く。

(低炭素社会推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室)

第八条 総務課に、低炭素社会推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室を置く。

2 低炭素社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 (略)

三 我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3 (略)

4 脱炭素化イノベーション研究調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

5 脱炭素化イノベーション研究調査室に、室長を置く。  
(削る)

(低炭素社会推進室及び研究調査室並びに調査官)

第九条 総務課に、低炭素社会推進室及び研究調査室並びに調査官一人を置く。

2 低炭素社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 (略)

三 我が国における温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。次条第二項第一号及び第六項第一号において同じ。）の排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3 (略)

4 研究調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

5 研究調査室に、室長を置く。  
6 調査官は、総務課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企

<p>6   気候変動適応室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。次号及び第四号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>二 気候変動適応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>三 気候変動適応法の施行に関すること（前二号に掲げるものを除く。）。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、専ら気候変動適応を目的とする事務及び事業に関すること。</p> <p>7   気候変動適応室に、室長を置く。</p> <p>（地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官）</p> <p>第九条 地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 フロン対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（ハイドロフルオロカー</p>	<p>画及び立案を行う。</p> <p>（新設）</p>
<p>（地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官）</p> <p>第十条 地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 フロン対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等</p>	<p>（新設）</p>

ボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素に係るものに限る。)

二 (略)

7・8 (略)

第十条〜第二十七条 (略)

「という。」に関すること(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素に係るものに限る。)

二 (略)

7・8 (略)

第十一条〜第二十八条 (略)

## 附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。